

(3) 修了要件

(博士前期課程)

工学研究科博士前期課程を修了(修士の学位を取得)するためには、所定の年限以上在学し、下表に示す所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。このほか、香川大学大学院学則の定めるところによる。

専門基礎科目	専門科目※	特別研究Ⅰ	特別研究Ⅱ	合計
6単位以上	12単位以上	4単位	4単位	30単位以上

※ 専門科目については、各自が所属する専攻における授業科目を選択すること。
他専攻における授業科目を選択しても、修了要件単位として認めない。

(香川大学大学院学則より抜粋)

(標準修業年限)

第17条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。(略)

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第43条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程)

工学研究科博士後期課程を修了(博士の学位を取得)するためには、所定の年数以上在学し、下表に示す所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。このほか、香川大学大学院学則の定めるところによる。

特別研究Ⅲ	特別研究Ⅳ	合計
4単位	6単位	10単位以上

(注) 博士後期課程の配当は、特別研究Ⅲ(4単位)及び特別研究Ⅳ(6単位)の計10単位である。なお、博士前期課程において単位を修得していない専門基礎科目及び専門科目については、博士後期課程において履修して単位を修得することができるものとする。ただし、未修得の授業科目に限る。

(香川大学大学院学則より抜粋)

(標準修業年限)

第17条 (略)

3 工学研究科博士課程の標準修業年数は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。(略)

(博士課程の修了要件)

第44条 (略)

2 工学研究科の博士課程の修了要件は、大学院に5年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、

所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者については、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項のただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、第33条第2項に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第22条第2号から第5号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。